

○建設委員会

・内閣提出法律案（五件）

(注) *は予算関係法律案

番号	件名							
	院議先	月 提出	参議院	委員会付託	委員会議決	本会議議決	衆議院	備考
72	琵琶湖総合開発特別措置法の一部を改正する法律案	衆	四、二七	四、二七	可	可	可	
35	公有地の拡大の推進に関する法律及び都市開発資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律案	ク	二、一〇	二、一〇	可	可	可	
34*	地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律案	ク	二、二二	四、二七	可	可	可	
16*	治山治水緊急措置法の一部を改正する法律案	ク	二、二二	四、二七	可	可	可	
6*	都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律案	衆	四、二六	五、二六	可	可	可	
		院議先	月 提出	参議院	委員会付託	委員会議決	本会議議決	衆議院
三、一六		四、二七	二、一〇	四、二七	四、二七	四、二七	四、二七	
五、二五		二、二二	(予)	二、二七	(予)	二、一〇	二、一〇	
可 決	可 決	可 決	可 決	可 決	可 決	可 決	可 決	
六、一八	六、一九	六、一九	六、一九	六、一九	六、一九	六、一九	六、一九	
可 決	可 決	可 決	可 決	可 決	可 決	可 決	可 決	
五、一二	五、二二	五、二二	五、二二	五、二二	五、二二	五、二二	五、二二	
修 正	修 正	修 正	修 正	修 正	修 正	修 正	修 正	
五、二三	五、二三	五、二三	五、二三	五、二三	五、二三	五、二三	五、二三	
参 本会議趣旨説明	參 本會議趣旨說明	參 本会議趣旨説明	參 本會議趣旨說明	參 本会議趣旨説明	參 本會議趣旨說明	參 本会議趣旨説明	參 本會議趣旨說明	備 考
五、一二	五、二五	五、二五	五、二五	五、二五	五、二五	五、二五	五、二五	

• 本院議員提出法律案（二件）

衆議院議員提出法律案（二二件）

番号	件名	提出者(月日)	予備送付月日	本院へ提出	参議院	衆議院	備考
10	5	特殊土地による地帶災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案	木間建建設委員長 四、三、二六	四、三、二六 三、二七	委員会付託 委員会議決	可決	否決
都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律案	外三名 (四、二八)	五、二二	四、二六 三、二七	本会議議決	可決	否決	否決
			四、二六 三、二七	委員会付託 委員会議決	可決	否決	否決
	五、二五 (予)	五、一二	四、二六 三、二七	委員会付託 委員会議決	未了	可決	否決
			四、二六 三、二七	本会議議決			
明	衆本会議趣旨説	四、五、一					

琵琶湖総合開発特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第六号）

なお、本法律案に対し附帯決議を付することに決定いたしました。

要旨

本法律案は、琵琶湖の自然環境の保全と汚濁した水質の回復を図りつつ、その水資源の利用と関係住民の福祉とを併せ増進するため、琵琶湖総合開発特別措置法の有効期限を平成九年三月三十日まで、さらに五箇年間延長しようとするものである。

委員長報告

ただいま議題となりました二法律案につきまして、建設委員会

における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、琵琶湖総合開発特別措置法の一部を改正する法律案は、琵琶湖の自然環境の保全と汚濁した水質の回復を図りつつ、その水資源の利用と関係住民の福祉とをあわせ増進するため、同法の有効期限を五カ年間延長しようとあります。

委員会における質疑の詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して上田委員より反対する旨の意見が述べられ、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

た。

次に、特殊土じよう地帶災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案は、同法に基づく対策事業を引き続き実施するため、同法の有効期限を、五カ年間延長しようとするものであります。委員会におきましては、別に質疑もなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

公有地の拡大の推進に関する法律及び都市開発資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律案（閣法第一六号）

要旨

本法律案は、都市の健全な発展と秩序ある整備を促進するためには必要な土地の先買いを推進するための措置を講じようとするものであり、その主な内容は、次のとおりである。

一 公有地の拡大の推進に関する法律の改正

土地を譲渡しようとする場合の届出義務を課す土地及び地方公共団体等に対する土地の買取り希望の申出の対象土地に、都

市計画区域外に存する都市計画施設の区域内の土地を加えるものとする。

一 都市開発資金の貸付けに関する法律の改正

国は、土地開発公社に対し、公有地の拡大の推進に関する法律に基づく届出又は申出に係る土地の買取りに必要な資金の貸付けを行うことができるものとする。

委員長報告

ただいま議題となりました二法律案につきまして、建設委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、公有地の拡大の推進に関する法律及び都市開発資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律案は、都市の健全な発展と秩序ある整備を推進するために必要な土地の先買いを推進するため、公有地の拡大の推進に関する法律に基づく届け出または申し出の対象土地に都市計画区域外に存する都市計画施設の区域内の土地を加えるとともに、土地開発公社が行う同法に基づく届け出または申し出に係る土地の取得に対し都市開発資金を貸し付けることができるとする等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、先行取得資金融資制度の効果、用地取得促進策、代替地情報バンクの整備等について質疑が行われました。

たが、その詳細は会議録によって御承知願います。
質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議を付することに決定いたしました。

次に、治山治水緊急措置法の一部を改正する法律案は、治山治水事業を緊急かつ計画的に実施して国土の保全と開発を図るため、現行の五ヵ年計画に引き続き、新たに平成四年度を初年度とする治山事業五ヵ年計画及び治水事業五ヵ年計画を策定しようとするものであります。

委員会におきましては、治水事業の長期目標、森林被害対策、都市河川の治水対策等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律案（閣法第三四号）

要旨

本法律案は、地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置を促進することにより地方の自立的成長の促進及び国土の均衡ある発展を図るため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は、次のとおりである。

- 一、主務大臣は、関係行政機関の長と協議の上、地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する基本方針を定めることとする。
- 二、都道府県知事は、関係市町村及び主務大臣と協議の上、地方拠点都市地域の指定を行うことができるここととする。
- 三、地方拠点都市地域の関係市町村は、共同して、当該地域の整備の促進に関する基本計画を作成して都道府県知事の承認を得るものとし、承認を行った知事は、関係行政機関の長にその旨を通知することとする。
- 四、基本計画においては、地方拠点都市地域の整備の方針、拠点地区の区域及び実施すべき事業、公共施設の整備、居住環境の整備、人材育成等の活動等について定めることとする。
- 五、過度に産業業務施設が集積している地域から産業業務施設を

拠点地区へ移転しようとするものは、移転計画を作成し、主務大臣の認定を受けることができるこことする。

六、地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進を図るため、地方行財政上の特例措置、都市計画上の特例の創設、税制上の特例措置、地域振興整備公団及び通信・放送機構の業務の追加等所要の措置を講ずることとする。

委員長報告

ただいま議題となりました、地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律案につきまして、建設委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置を促進することにより地方の自立的成長の促進及び国土の均衡ある発展を図るため、基本方針の策定、地方拠点都市地域の指定期を促進するここと、基本計画の承認及び産業業務施設の移転計画の認定について定めるとともに、都市計画上の特例の創設、地方行財政上の特例措置、地域振興整備公団及び通信・放送機構の業務の追加等所要の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、参考人からの意見聴取、関係委員会との連合審査を行うとともに、他の地域振興立法との整合性、オフイス移転の可能性、本法における地方分権の考え方等について質

疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して上田委員より反対する旨の意見が述べられ、採決の結果、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。なお、本法律案に対し、附帯決議を付することに決定いたしました。以上、御報告申し上げます。

治山治水緊急措置法の一部を改正する法律案（閣法第三五号）

要旨

本法律案は、適切な住環境の保護等を図るための用途地域制度の整備、公共施設を備えた健全な市街地の整備と併せて土地の有効利用を図るために地区計画制度の拡充、市町村の都市計画に関する基本的な方針の創設、計画的な市街地の整備を図るために開発許可制度の改善、技術開発の進展等を踏まえた防火に関する規制の適正化を図るために木造建築物に係る制限の合理化等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、都市計画法の改正

一、現行の三種類の居住系の用途地域を七種類に細分化して、既存の商業系、工業系の五種類と併せて十二用途地域とするとともに、特別用途地区に中高層階居住専用地区及び商業専用地区を加える。

二、公共施設の整備を伴つた良好な市街地整備を図りつつ、土地の有効利用を促進するため、地区計画制度を拡充し、容積率の最高限度を当該区域の特性に応じたものと公共施設の整備の状況に応じたものとに定めることができることとするとともに、地区計画の区域内の総容積の範囲内で、当該区域を

区分して容積率の特例を定めることとする。また、市街化調整区域内においても地区計画を定めることができることとする。

(三) 市町村は、住民の意見を反映させるため必要な措置を講じた上で、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針を定めるものとする。

(四) 開発許可制度について、自己の業務用の開発行為についても道路等に関する基準を適用する等の措置を講ずることとする。

二、建築基準法の改正

(一) 都市計画法の改正と併せて、新たに設けられた用途地域における建築物の敷地、構造、建築設備及び用途に関する制限等について定めることとする。

(二) 都市計画区域外の一定の区域においては、地方公共団体

は、条例で、建築物又はその敷地と道路との関係、容積率等

に関して必要な制限を定めることができることする。

(三) 防火、準防火地域以外の区域において、木造三階建共同住宅の建築を可能とする等木造建築物等に係る規制の緩和を行うこととする。

(四) 文化財保護法に基づく条例その他の条例により現状変更の規制及び保存のための措置が講じられている建築物で特定行

政庁が指定したもの等については、建築基準法令を適用しないこととする。

なお、本法律案は、衆議院において、市町村の都市計画に関する基本的な方針の策定の責務の明確化、開発登録簿の記載事項の追加、建築物の定義の明確化、違法な用途転用等の防止に資する措置、用途地域の指定のない区域の制限の合理化について修正が行われている。

委員長報告

ただいま議題となりました都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律案につきまして建設委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、今回の地価高騰に対応した総合的な土地政策の一環として土地利用計画制度の充実を図るとともに、最近の都市化の進展に対応した都市の秩序ある発展を図る必要性が高まっている状況に鑑み、適切な住環境の保護等を図るために都市計画に定める用途地域の種類を八から十二に多様化する等の建築物の用途及び容積に関する規制の整備、公共施設を備えた健全な市街地の整備を促進するため容積率の最高限度を区域の特性に応じたものと公共施設の整備の状況に応じたものとに区分して定めることができるものとする等の地区計画制度の拡充、市町村の都市計画

に関する基本的な方針の創設、計画的な市街地の整備を図るための開発許可制度の改善、技術開発の進展を踏まえた防火に関する規制の適正化を図るため木造建築物に係る規制の緩和を行うこととする等の建築物の構造及び設備に関する規制の整備等の措置を講じようとするものであります。

なお衆議院におきまして、市町村の都市計画に関する基本的な方針、用途地域の指定のない区域における建築規制等についての修正がなされております。

委員会におきましては、青木薪次君外二名発議の都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律案と一括して審査し、参考人からの意見聴取を行うとともに、地価問題と用途規制との関係、都市計画決定権限及び住民参加の在り方、都市の成長管理のための方策等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本社会党・護憲共同を代表して種田理事より反対、自由民主党、公明党・国民會議、連合参議院及び民社党・スポーツ・国民連合を代表して石井理事より賛成、日本共産党を代表して上田委員より反対の意見がそれぞれ述べられました。次いで、採決の結果、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議を付することに決定いたしまし

た。

以上、御報告申し上げます。

特殊土じょう地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案（衆第五号）

要旨

本法律案は、特殊土じょう地帯災害防除及び振興臨時措置法に基づく対策事業を、なお継続して実施するため、同法の有効期限を平成九年三月三十一日まで、五箇年間延長しようとするものである。

委員長報告

一七七ページ参照